

宮崎県新型コロナウイルス感染症患者外来診療受入医療機関支援事業費補助金交付要綱

令和3年12月13日
福祉保健部感染症対策課

(趣旨)

第1条 県は、新型コロナウイルス感染症患者の透析に係る外来診療受入体制の整備を図るため、予算で定めるところにより、新型コロナウイルスに感染した透析患者の外来診療の受入等を行う医療機関に対し、補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「外来診療」とは、透析を必要とする新型コロナウイルス感染症患者と対面で行う透析療法等をいう。

(補助事業者)

第3条 第1条の補助金の交付の対象となる医療機関は、次の各号の要件を満たす者とする。

- (1) 新型コロナウイルスに感染した透析患者の外来診療の受入等を行う医療機関として県が指定する医療機関
- (2) その他補助が適当でないと知事が認める者でないこと。

(補助の条件)

第4条 第1条の補助金の交付に際して付する条件は、透析を必要とする新型コロナウイルス感染症患者の外来診療の受入等を行うこととする。

(補助対象経費及び補助額)

第5条 第1条の補助金の交付の対象となる経費は、新型コロナウイルス感染症患者の外来診療受入等に要する経費とし、その補助額は患者1名当たり3万円とする。なお、初回の受入のみを対象とする。

(申請書に添付すべき書類)

第6条 規則第3条第4号の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 外来診療受入実績書（別記様式第1号）
 - (2) その他知事が必要と認める書類
- 2 補助金等交付申請書は、規則第14条第1項の補助事業等実績報告書を兼ねるものとする。

(書類の提出部数等)

第7条 規則及びこの要綱により知事に提出する書類の部数は、それぞれ1部とし、その様式は、

規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

(補助金の交付決定及び額の確定)

第8条 補助金の交付決定の通知は、規則第15条の規定による補助金等の額の確定の通知を兼ねるものとする。

(申請の取下げ)

第9条 規則第8条第1項に規定する知事が定める期日は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

(補助金の交付方法)

第10条 この補助金は、精算払により交付する。

(その他)

第11条 本要綱の規定は、県立の医療機関について準用する。この場合において、「補助金」とあるのは、「負担金」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、令和3年12月13日から施行し、令和3年度の予算に係る宮崎県新型コロナウイルス感染症患者外来診療受入医療機関支援事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行し、令和4年度の予算に係る宮崎県新型コロナウイルス感染症患者外来診療受入医療機関支援事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度の予算に係る宮崎県新型コロナウイルス感染症患者外来診療受入医療機関支援事業費補助金から適用する。